

情報公開条例（抄）

（平成11年宮城県条例第10号）

第3章 会議の公開

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第19条に規定する会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の対象となる機関)

第2 会議の公開の対象となる機関(以下「審議会等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、知事の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行うために設置されたものをいう。
- (2) 附属機関に準ずる機関 要綱、要領等の規定により、知事の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行うために設置された県民、学識経験者等が構成員となっている審議会、懇話会、委員会等をいう。

(審議会の設置等)

第3 審議会等を設置した場合、審議会等を所管する本庁の課(室)及び地方機関(以下「担当課所」という。)の長は、当該審議会等の事務の内容及び会議における審議事項等について、別紙1により県政情報公開室長に報告しなければならない。

この資料は、県政情報センター及び県政情報コーナー(仙台地方県政情報コーナーを除く。)において閲覧に供するものとする。

2 担当課所の長は、審議会等の改廃、担当事務の変更等がある場合は、県政情報公開室長にその旨を報告するものとする。

(審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定)

第4 審議会等は、第1回目の会議において、条例第19条の規定に基づき、以後の会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。

- 2 審議会等の会議を一部公開又は非公開とすることを議決した場合、担当課所の長は、その理由と議決の結果を会議録等に記録するとともに、別紙2により県政情報公開室長に報告するものとする。
- 3 審議する事項が追加されること等により、第1項による決定を変更した場合、担当課所の長は、別紙2により直ちに県政情報公開室長にその旨を報告するものとする。
- 4 県政情報公開室長は、担当課所の長から前2項による報告があった場合は、その内容を県政情報センター及び県政情報コーナー(仙台地方県政情報コーナーを除く。)において閲覧に供するものとする。

(審議会等の公開の方法)

第5 審議会等の会議の公開は、県民等が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、あらかじめ傍聴定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものとする。傍聴席には、原則としていすと机を用意することとするが、会場の状況等によりやむを得ない場合は、いすのみとすることができる。
- 3 審議会等は、会場に、その名称を明示するものとする。
- 4 審議会等は、原則として、傍聴席とは別に記者席を設けるものとする。
- 5 傍聴席の定員は、10人以上とするが、審議会等の長が、審議内容等の関心が高いと判断した場合には、適宜増員に努めなければならない。
- 6 傍聴者及び記者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配布するものとする。
- 7 審議会等は、傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならない。
なお、傍聴要領は、別紙3の傍聴要領例を参考として定めるものとする。

- 8 審議会等は、報道機関の取材に対して配慮するものとする。
- 9 1回の審議会等の会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として非公開とする審議等の部分が終了してから公開する審議等の部分を行うものとする。

(審議会等の傍聴の手続)

第6 審議会等の傍聴の手続は、次に掲げる各号に準じて、当該審議会等の判断により決定するものとする。

- (1) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとするが、定員を超えて傍聴希望者があるときは、可能な範囲で傍聴を認めるよう努めること。
- (2) 審議会等が適当と認める場合は、事前に抽選により傍聴者を定めることができるものとする。
- (3) 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日、会場において会議開催の30分前から行うものとする。
- (4) 審議会等は、第5第7項により定めた傍聴要領を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。
- (5) 会議において、傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行うことを認めるかどうかについては、当該審議会等の判断によるものとする。

(審議会等の開催の周知・報告)

第7 審議会等は、公開又は一部公開の会議を行う場合には、事前に開催を周知しなければならない。

なお、担当課所の長は、審議会等の第1回目の会議開催の周知を、この規定により行うことができる。

2 担当課所の長は、少なくとも開催の日前7日までに担当課所のホームページに次に定める事項を掲載し、同事項を記載した審議会等の開催案内(以下「案内」という。)を県政情報公開室長に提出するものとする。この場合の掲載文及び案内は、別紙4の例文を参考として作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

3 県政情報公開室長は、前項により提出された案内を本庁舎内の掲示板に掲示するとともに、地方振興事務所長(仙台地方振興事務所長を除く。)へ送付し、さらに報道機関への情報提供を行うものとする。

4 地方振興事務所長(仙台地方振興事務所長を除く。)は、県政情報公開室長から送付された案内を各地方合同庁舎内の掲示板に掲示するものとする。

なお、審議会等の会議を開催する地方機関が地方合同庁舎に存しない地方機関である場合は、当該地方機関においても案内を掲示するものとする。

5 担当課所の長は、必要に応じ、審議会等の会議に関する説明資料を、広報課長に提出するものとする。

6 担当課所の長は、審議会等の趣旨等から適当と認めた場合、県政だより、県政報道番組、新聞県政欄等の方法をできるだけ活用し、開催についての効果的な周知に努めるものとする。

(終了後の事務)

第8 審議会等の会議の終了後、担当課所の長は、傍聴者数、報道機関の記者数及び傍聴の状況について、別紙5により速やかに県政情報公開室長に報告するものとする。

なお、非公開の会議を開催した場合、担当課所の長は、別紙6の例を参考として、開催日時、審議事項等を県政情報公開室長に報告するものとする。

2 担当課所の長は、非公開情報がある場合を除き、会議資料については審議会等の終了後、会議録

については作成後，その写しをファイルに編てつし，速やかに県政情報公開室長に提出しなければならない。この場合，ファイルの背表紙に，年度，審議会等の名称及び担当課所を明記するものとする。

- 3 担当課所の長は，非開示情報がある場合を除き，会議録をホームページに掲載し，県政情報公開室長にその旨を報告しなければならない。
- 4 県政情報公開室長は，第2項により提出された会議録等を県政情報センターに配架するものとし，前項により報告を受けた場合は，県政情報公開室のホームページと担当課所のホームページをリンクするものとする。
- 5 会議資料及び会議録の様式は問わないが，会議録については，発言者を明記し，構成員全員が内容を確認したものとする。
- 6 審議会等の会議の会議資料及び会議録の保存期間並びに県政情報センターにおいて閲覧に供する期間は，原則として審議会等の会議を開催した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。ただし，4月1日に審議会等の会議を開催した場合は，会議開催の日から起算して3年間とする。

なお，担当課所のホームページに掲載した会議録については，その掲載期間は，原則として掲載後1年間とする。

（運用状況の公表）

- 第9 担当課所の長は，県民等が，設置されている審議会等の会議の名称，事務の内容等について知ることができるよう，毎年4月1日現在で設置されている審議会の概要等を，4月20日までに，別紙1により県政情報公開室長に提出しなければならない。
- 2 県政情報公開室長は，第8第1項及び前項による報告に基づき，審議会等の公開又は非公開の別，公開した審議会等の開催状況，傍聴者数の実績，非公開とした審議会等の非公開理由等について，県政情報センター及び県政情報コーナー（仙台地方県政情報コーナーを除く。）において閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この要綱は，平成11年7月1日から施行する。
- 2 審議会等の会議の公開に関する指針（平成7年4月1日施行）は，廃止する。

附 則

この要綱は，平成12年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は，平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成17年4月1日から施行する。

（別紙1から別紙6まで 略）